

令和 6 年 7 月

遊佐町農業委員会第 4 回総会議事録

1. 開催日程 令和 6 年 7 月 30 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室

3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告事項 2 賃借料の変更通知書の受理について

報告事項 3 地目変更登記に係る照会に対する回答について

議 第 14 号 非農地証明願いについて

議 第 15 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について

議 第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (15 名中 13 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	2	大 谷 浩 夫	3		4	高 橋 敬
5	小 田 原 英 史			7	高 橋 正 樹	8	石 垣 建
9	小 野 寺 一 博	10	高 橋 茂 央	11	高 橋 晃 広	12	小 松 正 志
13		14	那 須 久 美	15	齋 藤 勝 広	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
3	榊 原 一 男	13	前 川 一 城				

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

太田智光事務局長、菅原恵里係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	それでは、遊佐町農業委員会の7月定例会を開催させていただきます。 初めに、本日の出欠状況の報告を那須懲罰副委員長よりお願い致します。 (14 番那須久美委員が挙手し、議長が指名する)
14 番那須久美委員	皆様暑い中、ご苦労様です。 本日の出欠状況を報告いたします。 欠席委員は2名、出席委員は13名で過半数の委員が出席しております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。
事務局	ありがとうございました。 それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
佐藤会長	(挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では10 番高橋茂央委員と11 番高橋晃弘委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名いたします。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)

事務局	それでは詳細説明させていただきます。 報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 6 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 続きまして、報告事項 2. 賃借料の変更通知書の受理について、各案件で当事者の合意により賃借料を変更するものです。 また、25-1 から 63-2 は高速道路工事と基盤整備に関係して、それぞれ記載の期間で賃借料をゼロとするものです。 報告事項 3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について、議案書は 13 ページになります。補足説明資料に登記官からの照会書、事務局長名での回答書等を添付しておりますので併せてご覧いただければと思います。 合計 3 件の全 4 筆ですが、すべて隣接しており一体の土地であります。所有者、土地の表示等は議案書記載のとおりとなっております。 照会地は農業振興地域内の農用区域外、都市計画区域内で、詳細な時期は不明ですが昭和年代に農地転用許可を得ないまま建物等を建築し、現在に至っております。 6 月 19 日付けで法務局酒田支局から照会があり、6 月 30 日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、佐藤会長の 3 名で現地調査を行いました。周辺の農地に影響もなく、復元しても農地として継続利用できないと判断し、原状回復命令は行わないと 6 月 30 日付けで法務局酒田支局に回答しております。説明は以上です。
議長	只今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。ありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。 (15 番齋藤勝広会長代理が挙手し、議長が指名する)
15 番齋藤勝広会長代理	7 月 19 日に、第 2 会議室で委員 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 16 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 14 号 非農地証明願いについて、事務局の説明をお願いします。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明いたします。審査基準書は 1 ページ、補足説明資料は 5 ページからご覧ください。 番号 2、1 筆、30 m²。 申請地は都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、昭和 54 年に住宅敷地の一部として使用し現在に至っています。面積も小さく、農地に復元するのは困難で、復元しても農地として継続利用できない状況です。固定資産税も宅地で課税されています。 19 日に高橋土地専門部会長、石垣副部会長、小松委員の 3 名で現地調査を行

事務局	っておりますので、このあと報告をお願いいたします。 以上1件について、現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思います。以上です。
議長	それでは、7番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7番高橋正樹	住宅建築時に申請を忘れてしまったということでした。 1.5mほどの長方形の場所で、農地に戻すのは不可能だと思いましたが、許可相当と思います。以上です。
議長	次に、8番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8番石垣建委員	審査基準書の写真のと通りの現状で、宅地と接続している場所でした。奥に梅の木があるようですが段差等も、農地として使うのは難しいと見てきました。許可相当だと思います。以上です。
議長	最後に12番小松委員より現地調査の報告をいたします。
12番小松正志委員	皆さまの説明のとおり、狭い場所で段差もあるので農地として使うのは難しく許可相当と思います。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし） それでは、質疑を終了し採決いたします。 議第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 全員賛成ですので、議第14号 非農地証明願いについて、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第15号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 （事務局長が挙手し、議長が指名する）
事務局長	（議案書・朗読説明）
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。
事務局	説明いたします。審査基準書は3ページ、補足説明資料は8ページからご覧ください。 番号2、1筆、698㎡です。 申請理由は住宅建築のためです。 申請地は、集落の南部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外の農地であります。農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地に該当するため、第2種農地と判断されます。譲受人の実家に近く、住宅を新築するため申請したものです。資金も住宅ローンの事前審査の回答により確認して確実性があり、周辺農地への影響もないと思われるため許可相当と考えます。 19日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、那須委員の3名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。説明は以上です。
議長	それでは、7番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。

7 番高橋正樹委員	申請地の地目は農地ですが、竹林のようになっていましたが、現在はきれいに竹が刈られていました。家を建てても周りには田畑はなく、周囲に影響を与えることもないので問題ないと思います。以上です。
議長	次に、8 番石垣副部長より現地調査の報告をお願いします。
8 番石垣建委員	申請地は写真のと通りの現状であります。宅地にするということで整地をしているような状態でした。転用しても問題ないと思って見てきました。以上です。
議長	最後に 14 番那須委員より現地調査の報告をいたします。
14 番那須久美委員	現地は審査基準書のとおり、申請地周辺には家が建っており転用により影響を与えるような農地はありませんでした。また、道路に面しており電気などとの接続も問題なさそうでしたので、転用についても問題ないと思います。以上です。
議長	質疑に入る前に、この案件は、9 番小野寺一博委員のご家族に関する案件ですので、小野寺委員は一時退席願います。
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) それでは、質疑を終了し採決いたします。 議第 15 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 15 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 小野寺委員は着席願います。 (9 番小野寺委員 着席) 次に、議第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。
議長	それでは、議第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 7 ページからご覧下さい。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳につきまして、(2) 利用権設定が 1 件、(1) 所有権移転と (3) 利用権移転はなしとなっております。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 利用権設定について 今回申請のあった番号 26 は相続による所有者変更のため新規設定になり、実質的には再設定の案件ですので詳細については議案書をご確認ください。

事務局	ださい。 事務局からの説明は以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、質問、意見のある方は挙手願います。ありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 8 号 (1) と (2) の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に皆さんから何かございませんか。 (委員、事務局共になし) 無いようですので、これで 7 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。